

東部下水処理場等運転維持管理業務委託技術提案書作成要項

1 はじめに

この要項は、東部下水処理場等運転維持管理業務の包括的民間委託契約に係る技術提案書作成要項であり、業務内容については契約書及び仕様書のとおりとする。

2 資料閲覧

完成図書や認可書等、技術提案書作成のために必要な技術的資料は、原則として、閲覧できます。

3 技術提案書作成要領

(1) 提案内容

技術提案書は、次の事項に関する提案等を記載し、技術提案書様式例（様式第5号）を参考とした体裁、文書構成とすること。

実績等	下水道終末処理場の維持管理業務受託実績の有無 ポンプ場の維持管理業務受託実績の有無 地域性
組織運営	組織人員 業務上必要な資格者等の配置計画 労働安全衛生活動 災害時や緊急時の対応 教育訓練 独自提案
保守点検	保守点検計画骨子 独自提案
運転操作監視	運転操作監視計画骨子 独自提案
水質分析	水質分析計画骨子 独自提案
包括的業務	包括的業務の実施
水防計画骨子	水防計画骨子
その他	バイオマス発電 MICS事業 再生水処理施設

(2) 書式、提出部数

日本工業規格『A4版』縦置き横書き左綴じ（図表等に『A3版』を使用する場合、折り綴じること）とし、総ページ数は100ページ以内とする。（『A3版』は、片面で2ページとする。）

提出部数：1部（正）

審査用：11部（副）

正本は、全ページを綴じ込んで**割印**すること。

副本は、応募者特定に繋がる過去の受注自治体名及び処理場名、個人名、商品名、地名、関連法人名等の固有名詞情報は黒塗りで消去すること。（必要に応じて委託者が追加で黒塗りで消去する場合があるので、提案書作成の際は留意すること）

(3) 技術提案書提出に関する留意事項

ア 費用負担

提案書の作成にかかる費用は、すべて提出者の負担とする。

イ 著作権

提出者からこの要項書等に基づき提出される提案書等の書類の著作権は、提出者に帰属する。ただし、委託者は本業務の範囲内で必要と認める場合には、これらの書類を無償で使用できる。また、これらの書類等は高松市情報公開条例に基づき、公開されることがある。

ウ 提出書類の取扱い

提出済の提案書は、原則として変更できない。また、返却しない。

エ 提示資料等の取扱い

2の資料等については、提案書作成にかかる検討以外の目的で使用してはならない。

オ 契約期間終了後の取扱いについて

技術提案により設置しようとするシステムのうち、契約期間終了後に撤去するものは明記すること。

カ 提案不履行時の取扱いについて

プロポーザル方式では、技術提案内容を評価することにより、契約業者を決定していることから、技術提案の内容が履行できなかったと認められた場合には、違約金を徴収する。

キ 提案書の無効に関する事項

次のいずれかに該当する提案書は無効とする。

- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 著しく信義に反する行為があった場合

4 受託者選定方式

プロポーザル方式随意契約

5 優先契約業者の特定

技術提案書の得点（87点満点）、見積価格（8点満点）、ヒアリングの評価点（5点満点）及び「高松市下水道施設運転維持管理業務委託の発注手法についての官民対話」におけるインセンティブ加点（3点満点）の合計が最高の者を選定する。

詳細は技術提案書採点基準表による。同点の場合は、見積価格が安価の者を選定する。さらに、見積価格が同価格の場合は抽選とする。

6 技術提案書審査基準

採点基準は、別表の技術提案審査基準採点表に示すとおりとする。ただし、受託者が参画しない提案内容は採点対象としない。

技術提案書評価基準採点表（東部下水処理場等運転維持管理業務委託）

評価事項	評価項目	採点基準	得点	配点
実績等	1. 本業務の規模に見合った業務実績	東部下水処理場現有の処理能力と同等以上の処理場の維持管理業務受託実績があること。		2
		口径1500mm以上の雨水ポンプを有する雨水ポンプ場の維持管理業務受託実績があること。		2
	2. 地域に根ざした企業活動	公告文掲載時点で高松市内に本店又は営業所が設置されていること。		3
見積価格	3. 見積価格	最安見積額業者を満点とする。見積上限額と最安見積額との差額に対する見積上限額と各業者の差額の割合に8を乗じたもの(0.1未満切り捨て)。見積価格の内訳表を、別様式使用して作成すること。提案内容と整合がとれていないものについては、ヒアリングで確認を行った上で審査し、各採点項目の中で減点する。		8
	4. 有資格者の配置	下水道管理技術認定「処理施設」又は下水道技術検定「第3種」の有資格者が10人以上配置予定であること。		2
組織運営		技術士上下水道部門（下水道科目に限る）又は衛生工学部門（水質管理科目に限る）のうち、いずれかの有資格者を配置予定であること		2
	5. 組織（仕様書第6条）	従事者の配置及び職務分担が適正かつ明確であり、円滑な業務履行が可能であること。 総括責任者に適切な権限が与えられており、責任の範囲が明確であること。		3
	6. 労働安全衛生活動（仕様書第12条から第15条まで）	事故の防止に向けた実施体制の考え方が適切であること。 適切な労務管理の方針が示されていること。		3
	7. 災害時や緊急時の対応（仕様書第16条）	災害など不測の事態に対応するための補強を含めた社内外体制が示されていること。		3
	8. 教育訓練（仕様書第17条）	従事者の資質向上のための教育訓練の手法が優れていること。 時期、対象者が明確になっており、実施体制が充実していること。		3
	9. 独自提案(組織運営)	独自の技術やノウハウを提供する優れた提案がされており、委託者にとって有益であること。		2
	保守点検	10. 保守点検計画骨子（仕様書第21条第4項、第10項、第11項）	施設の長寿命化などライフサイクルコストの低減に取り組みながら、下水道施設の設備・機器等の性能・機能を確保することが基本方針として示されており、その実現に向けた取り組みが担保されていること。 重要度・代替機の有無・復旧の困難度等によるリスク評価の考え方が適切であること。 施設・設備種別に応じた「予防保全」と「事後保全」の設定が適切であること。 施設・設備種別に応じた点検項目、過不足のない点検頻度が設定されていること。 委託者がストックマネジメントを実施するに当たって、収集すべき情報の設定が適切であること 消耗品等の調達方法、在庫管理の考え方が適切であること。 膨大な保守点検情報について、委託者が活用しやすいように情報を整理する方策が考えられていること。 起こり得る異常の想定のもと、適切な対応策が示されていること。 簡易な故障復旧の例示が広範囲であること。	
				2
				2
				2
				2
				2
				2
11. 独自提案(保守点検)		独自の技術やノウハウを提供する優れた提案がされており、委託者にとって有益であること。		2
運転操作監視	12. 運転操作監視計画骨子（仕様書第22条）	施設・設備の機能を発揮させ、コストに留意しながら、性能基準を達成することが基本方針として示されており、その実現に向けた取り組みが担保されていること。 性能基準達成及び運転維持管理費用削減それぞれについて、目標を達成するための課題の抽出が適切であること。 性能基準達成と運転維持管理費用削減との総合調整により設定する「運転操作管理点」について、「監視項目及び方法」「操作基準」「運転設定」が適切であること。 定期巡視及び巡回の箇所、頻度が運転監視基本方針と整合していること。 異常時等の臨時巡視及び巡回実施の考え方が適切であること。 合流式下水道の雨天時放流水質の性能基準達成のための有効な手法が示されていること。		2
				2
				2
				2
				2
	13. 独自提案(運転操作監視)	独自の技術やノウハウを提供する優れた提案がされており、委託者にとって有益であること。		2
水質分析	14. 水質分析計画骨子（仕様書第23条）	分析結果を運転管理にダイレクトに反映させることにより、処理性能と費用削減を両立した適正な運転維持管理を図ることが基本方針として示されており、その実現に向けた取り組みが担保されていること。 性能基準達成確認のための水質分析、汚泥分析を適切に実施する手法が示されていること。 性能基準達成と運転維持管理費用削減との総合調整により設定する「運転操作管理点」について、「監視項目」に係る水質試験及び汚泥試験の実施内容が適切であること。 精度管理の実施について、有効な手法が示されていること。 総量規制項目モニターを適切に運用するに当たり必要な事項が示されていること。 薬品の選定等に係る調査研究について、また、薬品・廃液の管理及び処分について、有効な手法が示されていること。		2
				2
				1
				1
	15. 独自提案(水質分析)	独自の技術やノウハウを提供する優れた提案がされており、委託者にとって有益であること。		2
包括的業務	16. 包括的業務の実施について（仕様書第26条）	業務対応施設で発生した課題の早期解決を図るために、包括的業務の活用が図られていること。 包括的業務にて実施する見込みの業務を例示するとともに、その内容が効率的な下水道事業経営に資すると認められること。 包括的業務の業務品質を証明する手法が適切であること。 包括的業務の費用を低減するための考え方が適切であること。		5
				2
				2
				2
水防計画骨子	17. 災害時や緊急時の対応（仕様書第16条）	水防計画骨子において、雨水ポンプ場の機能を最大限に発揮させるための考えが示されていること。		4
	18. 運転操作監視体制（仕様書第22条）	雨水ポンプ場の運転操作監視体制の考え方が適切であること。		3
その他	19. バイオマス発電の運用方法	売電収益の向上かつ汚泥の安定処理を基本とした、高効率な設備の運転手法が示されていること。		2
	20. MICS事業	し尿等を処理するための考え方が適切であること。		2
	21. 再生水処理施設の運用方法	再生水を安定供給するための考え方が適切であること。		2
ヒアリング	22. ヒアリング	業務経歴、実績等や、提案の実施方針及び手法等についての説明が明確であり、誠実かつ熟意ある業務履行が期待できる応答であること。		5
インセンティブ	23. 「官民対話」参加によるインセンティブ付与	平成29年度に実施した「高松市下水道施設運転維持管理業務委託の発注手法の官民対話」における審査結果に基づくもの		3

合計 103